

タイトル： 商工業振興奨励金を交付します

村では、商工業振興施策として村内の事業所が事業用資産を取得した場合に、取得価格に対する固定資産税額の2分の1以内の奨励金を交付します。

交付対象

- 平成27年中に取得した資産
- 耐用年数3年以上の固定資産税課税対象資産（3年未満の償却資産は除く）
- 公害の発生のない資産及び施設
- 村税未納でない者
- 太陽光発電に係る設置費用は、対象としません。

申請期限

平成28年2月15日(月)まで

提出書類

- ・申請書（様式1）
- ・取得資産明細書（様式2）
- ・公害防止に関する概要書（様式3）
- ・村税納税証明書
- ・取得資産の設置図 など

問い合わせ先

建設産業課商工観光係

電話 0268-49-0111 情 49-3131

メール kanko@vill.aoki.nagano.jp